



平成 17 年 11 月 28 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問い合わせ先 取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

当社株式の海外市場における売出しに関するお知らせ

平成 17 年 11 月 28 日、当社普通株式の海外売出しに関する覚書を締結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 44,856 株 (予定)
上記は売出株式数の上限であり、需要動向等諸般の事情を勘案のうえ、売出価格決定日までに決定します。
2. 売 出 人 お よ び 売 出 株 式 数
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド 2 号 27,754 株
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド 3 号 7,246 株
ジー・エフ・エス・ホールディングス・リミテッド 3,547 株
エル・ジー・アール・ホールディングス・リミテッド 3,547 株
ダブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッド 2,762 株
但し、各売出人の売出株式数は今後変更されることがあります。
3. 売 出 価 格 未定 (平成 17 年 11 月 30 日 (水) から 12 月 1 日 (木) のいずれかの日に、当社普通株式の時価、需要動向等諸般の事情を勘案のうえ、決定します。)
4. 売 出 価 格 の 総 額 未定
5. 買 付 け の 申 込 期 間 売出価格決定日 (日本時間)
6. 受 渡 期 日 売出価格決定日の 4 営業日後 (同日を含まない) の日 (予定)
7. 引 受 人 の 名 称 野村証券株式会社
8. 売 出 し の 方 法 お よ び 売 出 し を 行 う 地 域 上記 7. 記載の引受人が上記 2. 記載の各売出人から売出株式の全部を買取引受し、引受人の海外の関係会社を通じ、欧州を中心とする海外市場 (但し、米国においては米国証券法ルール 144A に基づく機関投資家への私募のみ) において販売します。
9. 安 定 操 作 取 引 安定操作取引は行いません。

ご注意：この文章は当社株式の海外売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この書面は米国内への証券の募集・販売ではありません。当該証券は、1933 年米国証券法に基づく登録または登録の免除なしでは米国内で募集または販売することはできません。本件においては、国内市場における当社株式の売出しは行われないため、証券取引法上有価証券の売出しのために必要とされる手続きは取られておりません。

10. その他事項 上記7.記載の引受人は、上記1.記載の売出株式総数の一部について日本国内で50名未満の者に対して勧誘を行うことがあります。
11. 前記各号については、平成17年11月28日(月)に証券取引法による臨時報告書を提出しております。

[ご参考]

当社は、平成8年5月24日の設立以来、平成17年4月21日に大阪証券取引所へラクレス市場に上場するまでの間、主にベンチャーキャピタルやプライベート・エクイティ投資ファンドから出資を受け、事業運営を行ってまいりました。これは、ベンチャー企業の創業期においては、事業戦略に影響を与えうる事業会社からの出資を受けるべきではないこと、また、未上場のベンチャー企業であって事業リスクが高いことを考えると、金融機関等からの融資によって事業運営を行うべきではないこと、という二つの基本的な考え方に立脚したものです。

当社は、設立時から、投資家の皆様にリターンを提供することは極めて重要だと考えております。しかしながら、ベンチャーキャピタルであるソフトバンク・インベストメント株式会社が管理する投資ファンド(本件売出人のうち、ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号およびソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド3号)、ならびにプライベート・エクイティ投資ファンドであるPAMAグループが管理する投資ファンド(本件売出人のうち、ジー・エフ・エス・ホールディングス・リミテッド、エル・ジー・アール・ホールディングス・リミテッドおよびダブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッド)は、当社上場日から平成17年10月17日までのロックアップにより、リターンを得るに至っておりません。

一方、これらの投資ファンドが保有する大量の当社株式が市場売却されることは、健全な株価形成という点からは、好ましくありません。

そのため、今般、株主の分布状況ならびに投資家層の拡大をあわせて考慮し、主に欧州を中心とした海外の機関投資家等に対し、海外売出しを行うこととしたものです。今回の海外売出しでは、売出株式数の上限を44,856株としており、これは平成17年10月31日現在の当社発行済株式総数の20.5%に当たります。

なお、今回の海外売出しの売出人は、今回の株式売却後も当社株主であります。その株式については、受渡期日後90日間のロックアップが設定されています。

以上、本件についての当社の考え方をご説明させていただきました。投資家の方々には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

ご注意：この文章は当社株式の海外売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この書面は米国内への証券の募集・販売ではありません。当該証券は、1933年米国証券法に基づく登録または登録の免除なしでは米国内で募集または販売することはできません。本件においては、国内市場における当社株式の売出しは行われなため、証券取引法上有価証券の売出しのために必要とされる手続きは取られておりません。